

都市局指定管理者選定評価委員会(公園部会)における審査結果

施設名:都市緑化植物園みどりの相談所

指定の基準	審査項目	配点	申請者ごとの得点		
			一般財団法人 千葉県まちづくり公社	一般社団法人 千葉市園芸協会	株式会社 塚原緑地研究所
1 市民の平等な利用を確保するものであること。	(1)管理運営の基本的な考え方	5	4.4	4	4.4
指定の基準1 小計		5	4.4	4	4.4
2 施設の管理を安定して行う能力を有すること。	(1)同種の施設の管理実績	5	5	2	2
	(2)団体の経営及び財務状況	5	4.8	3	1.8
	(3)管理運営の執行体制	5	3.8	3.2	3.8
	(4)必要な専門職員の配置	5	3.4	3.2	3.6
	(5)業務移行体制の整備	5	4	3.4	3.6
	(6)従業員の管理能力向上策	5	4	3.2	3.8
	(7)施設の保守管理の考え方	5	4	3.4	4
	(8)設備及び備品の管理、清掃、警備等	5	4	3.4	3.6
指定の基準2 小計		40	33	24.8	26.2
3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。	(1)関係法令等の遵守	5	3.8	3.8	3.8
	(2)リスク管理及び緊急時の対応	5	4.2	3.4	4.2
指定の基準3 小計		10	8	7.2	8
4 施設の効用を最大限発揮するものであること。	(1)開館時間、休館日の考え方	5	3.4	3.4	3.6
	(2)利用料金の設定及び減免の考え方	5	3.8	3.4	3.4
	(3)施設利用者への支援計画	5	4	3.8	3.8
	(4)施設の利用促進の方策	5	4	3.6	4
	(5)利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方	5	3.8	3.8	4.2
	(6)施設の事業の効果的な実施	5	4.2	3.4	4.2
	(7)成果指標の数値目標達成の考え方	5	3.8	3.4	3.6
	(8)自主事業の効果的な実施	5	4.6	4.2	4.8
指定の基準4 小計		40	31.6	29	31.6
5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること。	(1)収入支出見積の妥当性	10	8.8	7.2	6.8
	(2)管理経費(指定管理料)	20	13	20	19
指定の基準5 小計		30	21.8	27.2	25.8
6 その他市長が定める基準	(1)市内産業の振興	3	3	3	3
	(2)市内業者の育成	3	2	1.6	1.8
	(3)市内雇用への配慮	3	2	3	3
	(4)障害者雇用の確保	3	3	2	3
	(5)施設職員の雇用の安定化への配慮	3	2.4	2	2.2
	(6)特別提案	5	3.6	3.6	4.6
指定の基準6 小計		20	16	15.2	17.6
合計		145	114.8	107.4	113.6